

新潟市地域公共交通会議の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、新潟市地域公共交通会議の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は1人とし、委員の任期は任命日から2年とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員を欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委嘱予定日時時点で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 新潟市内に在住し、満18歳以上の者
- (2) 新潟市職員及び新潟市議会議員ではない者
- (3) 新潟市の他の附属機関等の委員ではない者
- (4) 当該附属機関の公募委員として、過去に6年以上活動されていない者

(禁止事項)

第4条 応募者は、市の職員から直接、間接的に協力を受けてはならない。

(応募方法)

第5条 応募者は、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、連絡先を記載したものに作文（800字以上1200字以内）を添えて、郵送、ファックス、電子メールにより応募するものとする。なお、応募締切日以降の作文の修正変更はできない。

(公募期間)

第6条 公募による募集は、本庁舎掲示板への掲示及びホームページに掲載するとともに、その期間は1か月以上設けるものとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、郵送の場合は締切日当日必着まで有効とする。

(提出場所)

第7条 応募書類の提出先は、新潟市役所都市政策部都市交通政策課とする。

(選考委員会)

第8条 公募委員を選考するため「新潟市地域公共交通会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を、公募を行う都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、都市政策部長、土木総務課長及び都市交通政策課長をもって充てる。

(選考方法)

第9条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

(結果の発表)

第10条 選考の結果は、応募者本人に通知する。なお、当選者の氏名については、新潟市地域公共交通会議委員名簿などにおいて「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき公開する。

(事務局)

第11条 委員の公募に関する事務は新潟市都市政策部都市交通政策課が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づくとともに、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月16日から施行する。